

# 刑 事 訴 訟 法

(問 題)

2016 年度

## 注 意 事 項

1. 問題冊子、解答用紙および貸与六法は、試験開始の指示があるまで開かないでください。
2. 問題は2頁に記載されています。問題冊子の印刷不鮮明、頁の落丁・乱丁および汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督員に知らせてください。
3. 下書用紙は一人につき一枚のみ配付します。
4. ラインマーカー、色鉛筆、修正液等は、問題冊子・下書用紙に使用することを許可しますが、解答用紙に使用した場合は、不正行為とみなすことがあります。
5. 貸与六法への書き込みは、不正行為とみなすことがあります。
6. 試験開始の指示の後、解答用紙表紙の所定欄に、受験番号、氏名、科目名を記入してください。受験番号は正確に間違いに記入してください。読みにくい数字は採点処理に支障をきたすことがあるので、注意してください。
7. 試験終了の指示が出たら、すぐに解答を止め、筆記用具を置いてください。終了の指示に従わず筆記用具を持っていたり解答を続けた場合は、不正行為とみなすことがあります。
8. 試験終了後、問題冊子、下書用紙は持ち帰ってください。
9. いかなる場合でも、解答用紙は必ず提出してください。
10. 解答用紙に記載の注意事項もあわせて確認してください。

問題 (60 点)

指定暴力団A組の幹部であるXは、兄弟分であるVと金銭関係のもつれ及び縄張りをめぐる確執からトラブルになり、V及びその配下の者らから暴行を受けたことに立腹し、自らの配下のY及びZと共謀の上、Vを殺害しようとして、Zにおいて、平成27年2月19日午後11時過ぎからVの自宅脇に潜んで待ち伏せた上、翌2月20日午前1時30分頃、自宅に到着した自動車から降り立ったVに対し拳銃を数発発射してVの頭部及び腹部に命中させ、その場でVを死亡させた、として起訴された。以上の事実を前提に、下記(1)及び(2)の問いに答えなさい。

- (1) Xは、捜査段階から一貫して、Y及びZとの共謀を否認し、Zも、本件犯行はYと2人で相談して行ったもので、Xは一切関与していない旨供述してきたが、Yは、当初黙秘していたものの、検察官の取調べに対し、X及びZとの共謀の事実を含め全面的に罪を認めるに至っている。Xに対する公判において、本件につき既に有罪判決を受けて確定しているYの証人尋問が実施され、Yは、検察官の取調べにおいて供述したのとほぼ同内容の証言を行った。

裁判所は、Yの上記証言のみを証拠として、Xの本件共謀への関与の事実を認定することができるか。(30点)

- (2) Xに対する公判において、事件当時A組の構成員であったWの証人尋問が行われ、Wは、「平成27年2月15日かその前後に、Xらが事務所にしているマンションの居室で、Xが、YとZに向かって、『Vは、弟分のくせに、融通してやった金はあれこれ言い逃れして返さない上、俺らの縄張りに手を出そうとした。昨日、あいつの所に行って注意したら、手下の奴らと組んで俺に襲いかかってきて滅多打ちにされた。あんな奴はヤッてしまうしかない。』と言っているのを聞いた。」と証言した。

裁判所は、Wの上記証言を、Xに対する証拠とすることができるか。(30点)

〔以下余白〕